

正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は

入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格(規則第23条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ。)で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定により落札者となるべき者のした入札が無効であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次順位の者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上である場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、市長から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を市長に提出しなければならない。ただし、